



新津商工会議所

No.328-1 2013年10月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

URL:http://www.niitsu.or.jp・Email:n-cci@fsinet.or.jp

## 会員大会・優良従業員表彰式典のご案内

日時：11月22日(金)

受付：14:00～

表彰式典：14:40～15:30

記念講演：16:00～17:00

テーマ「新潟県経済の現状」

講師 事業創造大学院大学 名誉教授 原 敏明 氏

パーティー：17:15～18:45

参加費：講演聴講は無料、パーティー参加者は1人7,000円

場所：新森ホール(秋葉区新津本町4-13-11)

定員：100名(定員になり次第締め切り)

申込先：新津商工会議所(TEL:22-0121)



～IT化 豆知識～

WINDOWS XPって使えなくなるの？

Q. 2014年4月にWINDOWS XPのサポートが終了するそうですが、XPのパソコンは使えなくなるのでしょうか？

A.  XPは2001年の登場から12年が経過し、来年4月にはXPのサポートが打ち切られます。このサポートというのは「XPが使えなくなる」ということではなく、「アップデート」が行われなくなるということです。

サポート打ち切り後は、XPに新たな欠陥が見つかったとしても、修正や強化が行われませんから、コンピューターウイルスなどに感染するリスクが高くなってしまいます。

WINDOWS 7や8に切り換える(パソコンを新しいものに買い換える)場合は、使っているソフトのアップグレードが必要な場合が多いですから、よく分からない場合は専門家に相談するなど、しっかりと確認しましょう。

(情報提供：(株)ファースト事務機器)



まだまだXPを利用している会員さんも多いと思います。当所もXPですが来年には入れ替えを予定しています。使っているソフトの種類が多く、新しいOSやパソコンでこれらのソフトやプリンターが正しく動作するか検証しています。入れ替えた後で「こんなハズじゃなかった！」にならないように。。

## 日本政策金融公庫 新潟支店 国民生活事業 「一日公庫」開催のお知らせ

日時：11月12日(火)10:00～

会場：新津商工会議所

その他：申し込みが確定している方は、11月8日(金)までに所定の借入申込書(必要書類添付)を公庫または商工会議所までご提出願います。

お問い合わせ先：日本政策金融公庫国民生活事業

担当:天沼(TEL:025-246-2012)

～経営課題の解決や起業に向けた専門家派遣等のお知らせ～

## 県内中小企業支援機関の連携体

### 「地域プラットフォーム」として支援します！

【地域プラットフォームの名称】新潟県中小企業支援プラットフォーム

【主な支援内容】専門家派遣、創業・経営革新セミナー等の開催、ビジネスマッチングイベントの開催、プラットフォーム内の連携強化、情報共有のための連絡会議等の開催、中小企業庁が開設した支援ポータルサイト「ミラサポ」の利用促進(<https://www.mirasapo.jp/>)



「中小企業・小規模事業者ビジネス創造等支援事業」とは？

100万社以上の中小企業・小規模事業者や起業を目指す方と、1万人以上の専門家等が参画し、時間や場所にとらわれず、自由に経営・起業に関する情報交換や相談等ができる「支援ポータルサイト」を構築するとともに、高度な経営分析等を行う「専門家派遣」を実施し、中小企業等の新たなビジネス創造や経営改革等をサポートする事業。当該事業の詳細につきましては、経済産業省関東経済産業局ホームページをご覧ください。

【お問合せ】新津商工会議所まで(TEL:22-0121)

## 新潟県最低賃金

時間額：701円

【発効日】平成25年10月26日

特定の産業には特定(産業別)最低賃金が定められています。

1. 時間給の場合：時間給 最低賃金額(時間額)
2. 日給の場合：日給 ÷ 1日平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)  
ただし、日額が定められている特定(産業別)最低賃金が適用される場合には、日給 最低賃金額(日額)
3. 月給の場合：月給 ÷ 1か月平均所定労働時間 最低賃金額(時間額)
4. 上記1、2、3の組み合わせの場合  
例えば基本給が日給制で各手当(職務手当等)が月給制などの場合は、それぞれ上記2、3の式により時間額に換算し、それを合計したものを最低賃金額(時間額)と比較します。

～中小企業経営者のみなさまへ～

## 経営者の退職金！小規模企業共済制度のご案内

小規模企業共済は、小規模企業の個人事業主(共同経営者を含む)または会社等の役員の方が事業をやめられたり、退職されたりした場合に生活の安定や事業の再建を図るための資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

【加入出来る方】

常時使用する従業員が20人以下(商業・サービス業では5人以下)の個人事業主(共同経営者)および会社役員。また一定規模以下の企業組合、協業組合、農事組合法人の役員の方です。

【掛金と所得控除】

掛金月額は1,000円から7万円までの範囲(500円刻み)で選べます。掛金は全額が「小規模企業共済等掛金控除」として課税対象所得から控除できます。

詳しくは新津商工会議所(TEL:22-0121)まで





新津商工会議所

No.328-2 2013年10月22日

CCI EXPRESS

TEL:22-0121  
FAX:25-2332

### 日本政策金融公庫国民生活事業の融資概要

セーフティ貸付	4,800万円	運 転 設 備	5年~ 15年以内	基準利率 1.45%~
教育一般貸付	1学生あたり 300万円	教 育 資 金	15年以内	2.55%

セーフティ貸付や普通貸付申込書に添付していただく書類は一般的には次のとおりです

<b>【個人営業の方】</b> ・ 申告決算書 最近2期分 (申告されている場合) ・ 見積書 (設備資金をお申込の場合)	<b>【法人営業の方】</b> ・ 履歴事項全部証明書または登記簿謄本 ・ 最近2期分の確定申告書・決算書 ・ 最近の試算表(決算後6カ月以上経過しているか、または事業を始めたばかりで決算を終えていない方) ・ 見積書(設備資金をお申込の場合)
---	--

#### 申込み先

セーフティ貸付や教育一般資金貸付等、日本政策金融公庫国民生活事業の申込は公庫新潟支店(新潟市中央区万代4-4-27 NBF新潟テレコムビル9F TEL:025-246-2011・FAX:025-246-2022)か当所へ

経営改善貸付 (無担保・無 保証融資)	1,500万円	運 転 設 備	7年以内 10年以内	1.60%
---------------------------	---------	------------	---------------	-------

融資対象者は、下記の要件を全て満たした方  
原則として6ヶ月以上、商工会議所の経営指導を受けている方  
最近1年以上、新潟市秋葉区(新津地域)内で事業を営んでいる方  
常時使用する従業員が商業・飲食業・サービス業では5人以下、製造業・その他業種では20人以下の法人・個人事業主の方  
所得税、法人税等の納期到来分の税金を完納されている方  
日本政策金融公庫国民生活事業の融資対象業種を営んでいる方

経営改善貸付の申込みやお問い合わせは、新津商工会議所(TEL:22-0121)



4名の経営指導員が地区別に相談に応じています。  
(北部地区：遠山、東部地区：近藤、南部地区：蠅野、西部地区：桐生)  
経営改善貸付の他にも様々な融資制度がありますのでお気軽に相談下さい。

### 資金繰り円滑化相談会

中小企業者皆様の事業の円滑な資金調達を支援するため、下記により新津商工会議所を会場に定例相談会を開催いたしますのでお知らせいたします。

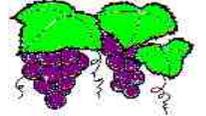
新潟県信用保証協会定例相談会(毎月第1火曜日10:00~)

11月 5日(火)・12月 3日(火)

日本政策金融公庫定例相談会(毎月第2火曜日10:00~)

11月12日(火)・12月10日(火)

相談会のご利用については、ご予約をお願いします。(TEL:22-0121)



#### ~ワンポイント知識~

#### 遺族厚生年金の寡婦加算について

##### (1) 中高齢寡婦加算

一定の要件に該当する夫が死亡したとき、妻が40歳以上の場合、また40歳未満のときはその後40歳になったときに18歳年度末前の子と生計を同じくしている場合、その妻に支給される遺族厚生年金に40歳以後65歳未満の間、中高齢寡婦加算額583,900円が加算されます。

なお、遺族基礎年金が支給されている間は、中高齢寡婦加算額は支給が停止されます。

##### (2) 経過的寡婦加算

中高齢寡婦加算は、妻が65歳になると加算されなくなりますが、昭和31年4月1日以前生まれの妻については、65歳以後の遺族厚生年金に生年月日に応じた一定額が加算されます。これを経過的寡婦加算といいます。

生年月日	経過的加算額
昭和 2年4月1日以前	583,900円
昭和31年4月1日まで	19,500円

#### ~ 税制改正のポイント ~

#### 利子税・延滞税が引き下げられます!

【平成26年1月施行】

市中金利に鑑み、税率が約半分になります。

		現行	改正後(※)	内容
利子税	特例(主なもの)	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%
	本則	14.6%	9.3%	(特例創設)貸出約定平均金利+1%+7.3%
延滞税	特例 2ヶ月以内 事業の廃止等による 納税の猶予等	4.3%	3.0%	貸出約定平均金利+1%+1%
		4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%
還付加算金	特例	4.3%	2.0%	貸出約定平均金利+1%

(※)  
貸出約定  
平均金利  
が1%の  
場合